

第3回PETボトル入札制度検討会 事後アンケート(入札方式のみ)集約表

資料1

	パターン別入札制度に関してのご意見				
	(1)完全連動型価格フォーミュラ方式	(2)下落時救済型価格フォーミュラ方式	(3)急落時緊急発動方式	(4)年2回入札方式	(5)左記(1)~(4)を踏まえての総括的ご意見、結論
特定事業者	-	-	-	右記理由により市況連動型方式は適切ではないと判断。現時点では当該方式しか今次惹起された問題に対処できないと史料。	①過去のバージン市況推移から想定すると、24年度に起こった事態はバージン市況の下落にのみ引き起こされたとは言いがたく、原因はむしろ落札価格の高騰化と再生樹脂市況そのものにあると言える。よってバージン市況連動型方式は当該問題の解決策にはなり得ない。また、バージン市況連動型を採用した場合、高騰時への対処がほぼ不可能で運営上、下落時のみの適用と言う極めて不公平な制度になりかねない。以上から同方式は不適切と判断する。 ②今回の検討会は24年度に起こったような事態を起こさないような制度の検討をするものと考えている。よって緊急時(リーマンショックのような)のみの対処方法の検討という事であれば、また別の観点での議論となるのではないかと。
特定事業者	×	×	×	○	基本的所見として (1)(2)(3)のバージン樹脂価格市況との連動方式は、再生樹脂とバージン樹脂の市況が連動することを前提としているが、果たしてそうであるのか。 昨秋は、バージン樹脂市況の変動以上に再生樹脂市況が下落したのではなかったのか。 その検証が必要であり、そのために昨秋の状況解析を行なうべき。 再生樹脂の市況が独自に、より大きく変動することがあるとなると、市況連動のフォーミュラ方式は成立しないのではないかと。 ・(1)~(4)の施策は、それぞれに問題や検証すべき余地が残り、拙速に導入すると返って入札にゆがみを生じさせる恐れがある。持続可能な制度とするためには、高値入札を是正するような制度改革を行うべきである。 ・そのための検討に時間が必要であれば、26年度も2回入札(またはそれ以上の回数)を暫定継続することも吝かならずとすべきである。
再商品化製品利用事業者	×	×	△	△~○	3回目の検討会での意見の通り、問題はバージン原料の値動きよりも、バージン原料とペール(ボトルフレーク)の値差にあるので、フォーミュラ方式はあまり有効ではないと思われます。急落時緊急発動方式が一番有効的だと思いますが、上記でも述べた通り、条件設定をよく考える必要があると思われます。 「どこまでを再商品化事業者の責任とするのか?」、「どこから協会が手を差し伸べるのか?」が論点になると思います。 平成24年度の再選定後の物の動きを見ますと、為替の影響もありますが、急激に在庫が減っています。と言う事は、リーマンショック時の様に「完全に物の動きが止まった」のではなく、「価格が合わなかった」と言うのが実情で、「売れなかった」のではなく、「売らなかった」のではないのでしょうか? 当然、売れる価格まで下げれば、損になるので売らないのですが、通常であれば支払いの期限があるので、それまでに売らないといけません。しかし、支払い期限の延長まで行った為、在庫を抱えた再商品化事業者は市況が上がるまで待つ事が出来ました。 と言う事は、急落時緊急発動方式の採用が決められると、「高値で入札して物を確保し、市況が下がり損が出る状況になると、意図的に販売を減らし、24年度同様の状況を作り出す事も可能なのではないかと」思われ、そういう事が出来ない様なルール作りが必要だと思います。
再商品化製品利用事業者	×	×	△~○	×~△	

第3回PETボトル入札制度検討会 事後アンケート(入札方式のみ)集約表

資料1

	パターン別入札制度に関してのご意見				
	(1)完全連動型価格フォーミュラ方式	(2)下落時救済型価格フォーミュラ方式	(3)急落時緊急発動方式	(4)年2回入札方式	(5)左記(1)~(4)を踏まえての総括的ご意見、結論
再商品化製品利用事業者	過当競争が解消され、期初の落札単価が常識の範囲内であれば有効である。完全な連動は困難であるため、連動させる際の変動幅を規定しておく必要がある。(例えば入札時のバージンPET価格が±15%、乖離した際など)	下落時のみにフォーミュラ方式を導入するのは消費者からの理解が得にくいと考える。	緊急時を想定するならば、価格の急落時だけでなく、需要の衰退なども考慮する必要がある。緊急発動方式であれば、在庫水準を基準に発動すべきである。	緊急時を想定するならば、年2回方式であれば、半期の間に資源相場の急落が起こった際に対応できない。	単に緊急時の発動要件を考えるのであれば、(3)の緊急発動方式が良い。ただし、在庫水準など価格以外の基準とすべきである。持続可能な安定的な仕組み作りを目的とするならば、過当競争を解消した上で、(1)のフォーミュラ方式を導入すべきである。
	△~○	×	△~○	△	
有識者	相場の変動にもなう影響を回避できるというメリットはあるものの、あとで調整されることを前提に入札をおこなうと、適正な水準で価格が決まらないおそれがある。	下落時のみ調整するという方式は、再生処理事業者にはメリットがあるかもしれないが、他の主体にとっては好ましくない状況をもたらされる可能性がある。価格の上昇時と下落時で、主体によって生じる影響が異なる(非対称となる)ので、全体的な理解を得にくいのではないかと考える。	平成24年度のような状況を避けるという意味では、緊急時の対応措置を考えることは望ましい。ただしどのような基準をもって「急激な相場変動」とするかについては、十分な検討を重ねる必要があるだろう。また急激な相場変動があったとしても、引取り辞退をする事業者に対しては何らかの措置をとるべきと考える。	年1回の入札よりも、複数回の入札の方が、相場の変動を予想しやすくなる。事務手続きが増えるなどのデメリットはあるが、トータルでみるとメリットの方が大きいのではないかと考える。	入札における自由な競争をどのようにとらえるか、また使用済PETボトルの市場あるいはリサイクルをどのような方向性に持っていきたいのかによって、どの入札制度が望ましいか異なってくる。急激な相場変動などによって、モノがスムーズに流れないことによる影響を回避することを考えれば、(3)のような急落時緊急発動方式を考慮することは必要であるかもしれない。ただし平成24年度に生じた問題は、相場変動のみが要因ではないので、(3)だけで現状を改善することは困難であるだろう。年1回の入札よりも、複数回の入札の方が、相場の変動を予想しやすくなる。事務手続きが増えるなどのデメリットはあるが、トータルでみるとメリットの方が大きいのではないかと考える。
	×	×	△~○	○	
経済・金融アナリスト	-	-	-	-	様々な利害関係があるため、どの方式についてもメリット、デメリットがあることが、これまでの議論を通じてよくわかった。個別の方式についてのコメントは差し控えるが、関係者全員が満足できる方式がない中にあるのは、リサイクル制度を円滑に進める観点から制度の構築をはかるべきだと思う。一方、リサイクル制度を崩壊させないために手厚い保護制度を設けた場合には、モラルハザードが生じるリスクがあり、行き過ぎた保護も問題である。その意味では、年2回方式を当面継続することが望ましいのではないかと考える。
	×	×	×	○	
経済・金融アナリスト	・(×)完全価格連動型フォーミュラ方式を採用するのであれば、入札回数を増やす必要がある。しかし、これまでの議論では、再商品化事業者、利用事業者とも事務手続きが煩雑となり困難と考える。特に、リーマンショックを挟んで、資源価格は上昇トレンドから循環(上げ下げ)トレンドに移った可能性が高い。	・(◎)国内循環型社会を目指すという目標の下では、①リサイクル量・質、②スムーズな循環、③(ペール、フレーク、ペレット)価格の3つの安定が不可欠。その推進のキイマンである再商品化事業者が、落札後、価格下落を理由に引き取りを拒否する事態は当然避けなければならない。そうした事態を想定した下落時救済型価格フォーミュラ方式を事前に準備しておくことは必要。	・(△)(2)と同じ考えだが、(3)の方式は、急落時点で都度発動を検討するといったニュアンスが強い。	・(○)部分価格連動型プラス(2)といった組み合わせも一考の価値あり。その際、すでに実施されていることから、年2回の入札方式が相応しい。	国内循環型社会を目指すという目標の下では、①リサイクル量・質、②スムーズな循環、③(ペール、フレーク、ペレット)価格の3つの安定が不可欠。その推進のキイマンである再商品化事業者が、落札後、価格下落を理由に引き取りを拒否する事態は当然避けなければならない。そうした事態を想定した下落時救済型価格フォーミュラ方式を事前に準備しておくことは必要。部分価格連動型プラス(2)といった組み合わせも一考の価値あり。その際、すでに実施されていることから、年2回の入札方式が相応しい。結局、(4)プラス(2)で検討すべき。
	×	○	△	○	



第3回PETボトル入札制度検討会 事後アンケート(入札方式のみ)集約表

資料1

		パターン別入札制度に関してのご意見				
		(1)完全連動型価格フォーミュラ方式	(2)下落時救済型価格フォーミュラ方式	(3)急落時緊急発動方式	(4)年2回入札方式	(5)左記(1)~(4)を踏まえての総括的ご意見、結論
市町村	<p>市況価格の変動状況を踏まえ、落札価格をベースとしつつ、変動させるという手法については、再生処理事業者のリスク回避の面から一定の効果があるものと考えます。</p> <p>ただ、どのような状況になったらこの調整機能を稼働させるのか(判断基準、調整方法をどのレベルに設定するのか)など、それぞれの立場が異なる関係者間での事前の条件設定の調整、合意が極めて難しいのではないかと懸念します。また、あまり条件を緩く設定してしまうと、落札価格が単なる目安となってしまう可能性があります。入札の大前提として、入札参加者が一定のリスクを負うのは当然であり、導入する場合においても、厳しい条件に限定した対応とすべきと考えます。</p>	<p>市況価格は、当然ながら下落することもあれば上昇することもあり得るものであり、適正な入札制度を検討するにあたっては、そのどちらの場合にも公正に対応できる方法を採用すべきと考えます。「公正な制度」という入札の基本的考え方は維持すべきだと思います。当委員会は、たしかに緊急事態の発生による価格下落を背景に設置されたものではありませんが、本質的には「PETボトルのリサイクルを円滑に進めるため、相場変動に対応できる入札の仕組みのあり方を検討する」ことが目的であると認識しています。そのため、下落時だけに対応する「下落時救済型」の入札の仕組みは問題があると考えます。</p>	<p>(2)で述べたとおり、急激な相場下落があった場合に限定した対応は問題があると考えます。</p>	<p>そもそも市況価格は変動するものであり、自由競争を前提に、入札参加者は札入れを行うことがまずは基本と考えます。入札参加者は、今後の景気動向、需給バランス、市況の動きなどを見極めた自らの経営判断に基づき応札するのであり、落札者が一定のリスクを負担するのは当然のことと考えます。また、1年後の予測をたてるのが極めて困難ということから、入札回数を複数回にすることにより、そのリスク軽減を図るという手法は合理性があると考えます。それに事務手続きの効率性とのバランスを加味し、最終的に年何回とするかを決定すべきであり、その意味で年2回入札は妥当な方法であると考えます。</p>	<p>どのパターンも一長一短ありますが、基本的には入札制度は誰にとってもわかりやすく、運営が容易な方法を採用すべきと考えます。いろいろな状況、要素を加味しすぎた複雑でわかりづらい制度は避けるべきだと思います。その意味で、一番わかりやすく、完全ではないにせよ、一定のリスク回避ができる「年2回入札方式」が妥当であると思いますが、可能であれば、25年度に暫定的に実施している年2回入札方式の検証結果を加味して、判断した方がいいと思います。ただ、「年2回入札でも市況予測を立てるのが困難であり、緊急時のリスク回避にはならない」ということが共通認識としてあるならば、入札回数をさらに増やせない状況のもとでは、限定的な条件下での「完全価格連動型価格フォーミュラ方式」という選択肢もあり得るのではないかと考えます。</p>	
	△	×	×	○		
市町村	<p>・入札額に対して、市場変動要因による差額が補填されることから、再商品事業者の過当競争の緩和に資する期待も低く、また、市況を省みない応札を招来することも懸念され、入札価格の形骸化につながることから、制度として妥当ではないと考えます。</p>	<p>・実態としては、ほぼ(1)と同等の状況を招来することが懸念され、制度として妥当ではないと考えます。</p>	<p>・前回救済措置を講じた際にも、全ての再商品化事業者に措置を講じたのではなく、価格変動に対応できた事業者も存在することから、一部の無理な価格により落札した事業者の救済のための制度と見られないよう制度設計すべきと考えます。</p> <p>・あくまで、制度を発動しなければ明らかにリサイクルシステム全体に多大な支障が生じると判断される場合に限った、緊急避難的の制度とすべきと考えます。</p>	<p>・自治体においては、年2回入札により多大な事務負担、混乱等を生じる懸念は低いと考えます。</p> <p>・年2回入札方式は、再商品化事業者と利用事業者間との供給契約が半年単位で安定的に締結できるのか、再商品化事業者における入札事務負担増、雇用の不安定化等も懸念されますが、年2回入札により、リサイクルシステムが安定的に運営されることが期待されるのであれば、導入すべきと考えます。</p> <p>・但し、本年度の実施状況を踏まえた上で、判断すべきと考えます。</p>	<p>(1)(2)は再商品事業者の過当競争の緩和に資する期待も低く、また、市況を省みない応札を招来することも懸念され、入札価格の形骸化につながることから、制度として妥当ではないと考えます。(3)はあくまで、制度を発動しなければ明らかにリサイクルシステム全体に多大な支障が生じると判断される場合に限った、緊急避難的の制度とすべきと考えます。(4)の年2回入札により、リサイクルシステムが安定的に運営されることが期待されるのであれば、導入すべきと考えます。但し、本年度の実施状況を踏まえた上で、判断すべきと考えます。</p> <p>・自治体としては、リサイクルシステムの安定性・継続性を望んでいます。過当競争の一つの要因として、市町村の独自処理が課題となっていますが、第三次循環基本計画にも地域循環圏の確立、資源確保等が掲げられていることを鑑み、容リ法のシステムを確実に維持するための政策誘導が必要と考えます。例えば、環境省循環型社会推進交付金において、容リルートと独自処理を選択する市町村とでは、交付率に差異を設定する等の政策も検討していただきたいと考えます。</p>	
	×	×	△	△~○		
法令等の関係	☆独占禁止法への抵触の可能性の確認必要	☆独占禁止法への抵触の可能性の確認必要	☆独占禁止法への抵触の可能性の確認必要	☆現行制度の運用の範囲内(=容リ協の機関決定で実施可能)		